

九条家本『定能卿記部類』の修補報告とその紹介

はじめに

九条家に伝来した『定能卿記部類』は、九巻が昭和五七年に修補され、既に公開されているが（函号九一一一）、新たに同記の僚巻と考えられる一巻が未整理の九条家本より見出された。しかし、この僚巻は、長年の虫害等によつてかなりの部分が断簡となつており、内容の精査に基づいた配列と大幅な修補が必要であつたため、図書調査室の宮崎首席研究官と担当の修補係の藤村修補師長補とが綿密な協議のもとに復元・修補することとした。

本稿は、その過程の修補報告である。

一 旧装幀の状態と料紙

この巻子は、墨界と墨野が引かれた料紙に書写されており、巻頭部から五紙は料紙が薄手であつたために裏打ちが施されていた。六紙から一三紙目は、消息反故紙が使用されている。旧表紙と軸巻紙は、多少厚手の杉原紙と考えられる料紙が使われ、軸を付けた痕跡は見られなかつた。九条家本は、江戸初期に九条道房が整理しているものが多く、道房が軸を付けずに成巻しているものもみられるようである。なお、本巻の表紙は、損傷も激しく八双も失われており、断片二つとなつて残つているだけであつた。また、

打ち付け書きされていたと考えられる外題も既に欠損していた。

本紙は、埃汚染と水濡れによるふけが見られ、一紙目から五紙目までは虫害が激しく五分割・六分割となつて、虫害の隙間が開いた断簡となつていた。五紙目より巻頭部に向かつて虫害の欠落部分が徐々に広がつていて、そのため修補時に間隔を開けて一紙分とすることとした。

表紙 表紙は、杉原紙に類似した楮紙（溜漉き、簣の目なし）で、〇・二二畳厚の打紙加工の施されていない厚葉が使われている。表紙の二断片は、一枚目は縦八寸四分（二五五畳）×幅一寸五分（四六畳）と細長い断片となつていた。

本紙 本紙は、楮紙に填料（米粉と思われる）が加えられ、簣の目がみえない溜漉き料紙で、良く打紙加工が施された良質の紙となつていて。一～五紙は、〇・〇五畳の薄様で、六～一三紙目までは消息反故紙が使用され、〇・〇九畳厚の中葉が使われている。特に消息反故紙は、消息が書かれたときには打紙が施されていなかつたが、紙背を書写用紙として使用するため打紙が施され、書写しやすいようにされている。

本紙は、虫害が酷く凹凸があるため、幅の大きなところで寸法を取つた。分断大破した断片は、第一～六紙目の前部までで、表紙同様に細長くなつて

おり、幅三寸前後の二五片、七紙目から一二紙までは断片にはなっていない一紙もので、縦一尺（三〇三畳）前後で幅一尺五寸二分（四六七畳）～一尺六寸一分（四八八畳）の寸法であった。虫害は、地より天側の損傷が激しく、六紙目までの虫害が特に酷い。七紙目以降は徐々に虫害が少なくなつており、天地部に見られる程度となつていて。

旧軸巻紙 軸巻紙は、填料（米粉と思われる）が入つておらず、溜瀧きで萱簀で簀の目一六本が見られ、これは杉原紙と思われる。天地部の虫害及び水濡れふけがおこり、小穴が多く開いている。旧軸巻紙の寸法は、縦九寸三分（二八二畳）で、幅一尺五寸五分（四七〇畳）の大きさである。

二 修補方法の決定と作業

修補作業は、事前の綿密な打合せにより決定した手順で行なつた。また、修補用紙は料紙の色に合わせて染色加工したものを使用することとした。旧表紙に関しては、旧状同様に本紙一紙目の前に付け、既整理の九条家本と同様な羽二重鉄色を使用した。

本紙修補は、全紙にわたつて虫損直しにより虫害・損傷部分の穴埋めをし、更に本紙保護のため裏打ちを施した。旧軸巻紙も同様に付し、新たに染色した軸巻紙を付した。軸は、既に整理されたものと同様の別製合わせ軸（切れ目の入った杉軸）の六分（一八畳）を使用し、本紙保護のために太巻軸とし、間紙を巻き込むこととした。太巻は、八分（二四畳）丸位の太さにした。

修補用紙の選定と染色 修補用紙は、表紙及び軸巻紙の用紙に市販の古い清張紙を選定した。本紙及び天地余白紙（手紙ともいう）の用紙は、本紙の厚さに合つた福井県今立町産の斐楮混漉を、補強用の裏打紙は巻子本裏打用

紙として作られた小川産の薄葉（〇・〇六畳厚）を、太巻き用紙には細川紙中葉をそれぞれ選定した。

修補用紙の染色は、料紙が水濡れの変色と埃汚染で多少黒変しているため、矢車（オオバヤシャブシ）を主染色液とし、少量の松煙墨（古松を燃やした油煙から取つたもの）を混入し、料紙の色に合わせた。

裏打ち剝がし及びクリーニング作業 埃汚染と水濡れ汚染のほか裏打ちがしてあるため、養生用紙としてビニロン系の「パピロン」の薄葉を使い、旧裏打紙に使用された糊は、盤石糊といわれる米糊で、糊が強力に接着していたため剥がれにくい状態であった。本紙の乾燥については、ボード（チップ・ボール紙）の間に入れ完全に乾燥させた。

虫損直し作業 虫害で消失した部分の復元については、断簡間の開きを埋めるために本紙天地にある墨界同様の台紙が必要となり、パピロンを用い本紙の墨界同様に細いマジックペンで線を引き台紙を作成した。

作業は、線を引いた台紙を水で伸ばし、断簡の文字面を表にして書写内容と継ぎ目の文字とを考え、墨界が直線になると同時に行間の欠損部分を開け、一紙分を整え並べ、その後裏打紙を剥がし、パピロンをかぶせ刷毛で密着させた。挟まれた本紙は表裏を逆転させ、紙背を上にして板に貼り付け、上のパピロンを取り外し、虫損直しを行なつた。欠損部分が多いため、湿紙状態で作業を行なつた。一紙の断簡となつている本紙周囲に多少濃いめの糊を付け、一紙分より大きめの修補用紙を多少湿らせ、本紙にずれが生じないように貼り込んだ。貼り込まれた断簡の本紙に大きめに貼られた部分は、本紙端に織維が掛かるようにぎりぎりに削り取つた。旧表紙と紙背文書の無い一紙目から六紙目までは、同様の方法で修補を施した。小穴と七紙目以降の紙背文書

と旧軸巻紙までは、乾燥させてから虫損直しを実施した。紙背文書のあるものは、両面虫損直しの方法で行なつた。

虫損直し後に曲がり確認のため、継ぎの上となつている端を切り落とし、大板の上に文字面の継ぎ目を合わせながら巻末より並べ、丁を徐々に送りながら全紙の曲がりを確認した。曲がりが出てしまった丁は、本紙から虫損紙を取り外し、再度修正の修補を行なつた。修正後天地に余白紙を喰裂きをして貼り込んだ後、補強のために全紙に裏打ちを施した。新軸巻紙も同様に裏打ちを施した。乾燥は、クリーニング同様に乾燥用ボードに入れ乾燥させた。

成巻作業 今回の成巻作業は、二紙目と三紙目以外は、継ぎ目に文字があり、曲がりを矯正する難しい作業となつた。

〔成巻のための裁断と継ぎ〕複数の本紙が一度に見えるように、大板の上に巻末の本紙から徐々に巻頭部まで並べ、本紙の天地が切れない寸法を確定した。本紙の縦寸法は一尺であつたが、保護のため余白紙を天地に付け、仕上げを一尺六分五厘（三二三三匁）に決定した。成巻は、継ぎ目の上になる部分を裁断した後、巻末軸巻紙より数紙を曲がらないように、継ぎ目の文字に合わせて重しを載せて固定し、本紙の地に残す余白紙の寸法に合わせて定規を置いた。そして、余白部分が一定の寸法となるように置き巻末から巻頭までの継ぎ代に針で印を付け一紙毎の地の裁断を行ない、継ぎの糊代は原装時の幅で裁断した。また、太巻軸の間紙も同時に用意した。継ぎの作業は、本紙数紙に糊代幅に糊を付け、定規に地を揃えながら文字を合わせて継ぎ、太巻き間紙も同様にし、それぞれの貼り継ぎ目を乾燥させた。天の裁断は、押切機に仕上げ寸法幅を設定し、太巻き間紙、本紙の順に巻末より定規に地を合わせて送り切りをした。

〔表紙・軸の作成と合体作業〕表紙は、横裂を巻子本一周半分裏打ちして、天地部の耳折りをした後に見返し部分となる面に再度裏打ちを施し、表に題簽を貼つて乾燥させ、周囲を断ち竹八双・巻緒を付けた。軸棒は前回同様の合せ軸を用い長さを確定し、太巻軸の間紙を巻き込んだ後、軸巻紙は軸に付けた部分も表になるよう貼り込んだ。軸巻紙の白紙部分は、新軸巻紙半丁を残して付した。表紙付けは、旧表紙を表紙に乗せる左上方法をとり貼り付けた。乾燥後に、平の題簽部分を多少丸めにし、巻き込んで巻緒で留めた。

三 修補期間

これらの作業の修補期間は、平成一一年九月二〇日より同一二年六月二日まで、約八か月以上を要した。

おわりに

今回の修補における一番の問題点は、一紙目から五紙目までが、それぞれ五片くらいの断簡となつていていたことであつた。このような損傷が甚大な文書の場合は、内容の精査によつて欠損部分の開きがどれくらいなのかを確定しておかないと一紙毎の寸法がまちまちになつてしまつ危惧が生ずる。しかし、今回は図書調査室との連携によつてより完全な復元が可能となつた。

また、継ぎ目にかかる文字の存在等を考慮する作業となつたことや、継ぎの部分の修正等に、かなりの修補時間を要することとなつた。

本紙全体については、虫損直しのみで仕上げをする予定であつたが、料紙の厚みを矯正するためやむを得ず裏打ちを施すこととなつた。

ここに紹介する『定能卿記部類』は九条家本第十一箱の中から発見されたもので、これまで知られていないものである。九条家本が当部に入った際に作成された仮目録には本書は「佚名記部類記類 鎌倉写 二巻」と記載されている。確かに紙質や文字は鎌倉期の書写と思われるものであるが、その時の状態は六・十三の丁付が確認されるものの、一紙あたり五カ所のほぼ同一形状の大きな破損部があり、十二・十三紙が僅かに繋がっている他は剥離してしまっている八枚の束と、一片が四行分ほどの断片類二十六枚の束であった。この二束は共に本文同筆で、引かれている野線の体裁も共通し、かつ断片類の破損部の形状がかるうじて一紙分を保つてある六・十三紙のそれと似通つており、さらに表紙の一部と思われる断片も混在しているところから、この断片類は同一書の第一～五紙に相当する部分であろうと判断された。そこで六丁目以降の破損状況に沿つて断片を並べてみたところ、断片間には約二行分の間隔があり、六丁目の頭の部分を含めて前半五丁分が欠落なく揃うことなどが判明した。

次に問題となるのは、本書が何であるのかということと、断片類の正しい配列である。まず本書の記文は治承から建久という比較的狭い年代のものであり、かつ「伊勢公卿勅使」「法皇御使」などの項目名が見られる反面、「何々記」というような注記類はないところから、本書は「御産部類記」や「東宮御元服部類記」のような特定な事柄について数種の記録から記文を集めた部類記ではなく、「中右記部類」のような单一の記録を項目別に部類した部類記であることは容易に推察され、仮目録作成時に「佚名記部類記類」と記したのは、当座の措置として妥当な判断であつたと思われる。

その上で本文中の処々に現れる記者「予」の行動について見てみると、記

者は治承頃は藏人頭であり、建久頃には公卿となつてゐる。そして九条家の人々に對して敬称を付けて記していところから、九条家の家司もしくは家礼的な立場にあつたことがわかる。さらに個々のケースについて『玉葉』『愚昧記』などの他の記録を検討すると、「予」は藤原定能（一一四八～一二〇九）と見て間違いないようである。定能の極官は権大納言正一位。その母は内大臣藤原宗能の女で従三位季行に嫁した人で、高松院の御匣殿別当を務めたところから「御匣殿」と呼ばれ、早くに母を亡くした九条兼実の養育にあたつていた。そのために定能は早くから兼実に近侍し、極めて親昵な関係にあつた人物である。すなわち本書はこの定能の日記『定能卿記』を部類したものということになる。

それではいよいよ断片類の配列作業に入るが、便宜上配列を正した状態での判断基準を示すこととした。なお、断片の上部に記した数字がもとの順番であるが、表紙の一部であつたと思われる白紙の断片ははずして①から⑤までの数字をふつてある。

まず断片④は表紙と思われる部分に接続し、「公卿勅使」という表題を持つことから、これが巻頭であることは疑いない。従つてこの後には『定能卿記』の公卿勅使に関する記文が年次順に書かれていたはずである。また、断片⑤⑯⑰⑲⑳には紙継ぎ目があり、これらが配置されるべき場所はおのずと限られてくる。中でも⑳は紙質の異なる二紙が継がれたものであるが、継がれている紙は頭部の欠けている第六丁の丁付を持つ紙と同一で、㉚は第五紙と第六紙の継ぎ目であると判断される。そしてこれと同じ紙に書かれた⑨を並べると第六紙頭部の欠落箇所は埋められるのである。㉕は院公卿勅使の前例が書かれた部分で、「今度」の院公卿勅使が寿永二年以降のものであること

が示されているが、第六紙残存部分の最初は、十七日が公卿勅使参着日であり、二十日に帰洛した勅使が源通親であり、それを奏聞したのが左大弁定長であるというもので、「玉葉」の記事などにより建久三年正月の院公卿勅使と判明し、内容的にも⑤と接続するものである。すると建久三年正月六日の法皇伊勢公卿使召仰に始まる②がその部分の最初であることは明白である。そして②は勅使通親進発の日の記事であるから正月十二日、③は内容的に②に接続し、かつ「別当兼光」が見えるのも時期的に符合する。そして②の内容はさらに④に接続し、通親の一男「中将通宗」が使の馬後についたことが記され、⑤まで勅使進発の日の記文が続いていることが判る。

他の断片についても以上のようにして紙継ぎ間を他の断片で埋めていくわけであるが、第六～十三紙の破損状況に合わせると、紙継ぎ目のある断片と次の紙継ぎ目のある断片の間に四枚の断片が配されることになり、残る断片類の枚数も五紙分のそれに相当する。もつともそのためには紙継ぎ箇所が一箇所足りないが、それは破損欠落してしまった中に紙継ぎ部分が一箇所含まれていたためと考えられる。

先ず断片の中に明確な手掛かりの残されているものを拾い出してみると、⑫は治承三年九月廿二日公卿勅使発遣の記事が見える。当然この日付以前の数行は治承三年九月より前の公卿勅使の記事ということになろう。「伊勢公卿勅使雑例」によると、その前の公卿勅使は治承二年八月である。⑫の頭部は「□九日、今日猶有御拝」とあって、その前日が勅使参着日であることが見えている。治承二年八月の勅使発遣が廿四日、参着日が廿八日であるので、⑫の頭部は治承二年八月廿九日の記文であり、⑪に「廿八日、公卿勅使参着日也」と見えるのがその前に付く部分であろう。この時の勅使は権大納言藤

原邦綱、宣命の草進者は宮内卿藤原永範である。従つて勅使邦綱の進発の様子が書かれた⑥が治承二年八月廿四日の記文であり、勅使の進発終了を記した⑦が約二行分の欠落部をおいて内容的に接続する。また⑩からは奉行職事が右少弁藤原光雅であること、この日が公卿勅使参着以前で国忌にあたるらしいことが見える。この国忌は八月廿六日の光孝天皇の国忌と思われ、⑩は⑪の前に付くべき部分と考えられる。さらに奉行職事光雅というところから⑩と⑨は同時期のもの、「御物忌」という共通項から⑨と⑧は同じ日の記文と考えられる。⑧の頭部には日にちの始まり部分があり、記事の内容は⑧⑨⑩の順に繋がり、この三枚が八月廿六日の記文ということになる。①②③⑤⑥は「頭權大夫光能」「藏人大進基親」といった顔ぶれから、やはり治承初年頃の記文と考えられるが、ここでは②に「御精進屋」と見えるのに着目したい。「伊勢公卿勅使雑例」および「玉葉」によれば治承元年九月十日に権大納言藤原実房が進発しているが、この年後白河院は九月九日に御精進屋に入られ、九月十三日に熊野に進発されている。従つて②はこの間の記文と思われるが、②の頭部には「□□日、御拝不參」に始まって一応完結する短い記文があり、「御精進屋」の前には日付が書かれていたと思われる破損部がある。①には勅使進発日と思われる記述があるので、これが治承元年九月十日の記文であろう。すると②は九月十一日と十二日の記文であり、③に「□三日」と見えるのが十三日の記文ということになろう。この次あたりに紙継ぎ目を持つ断片が入るべきところ、⑤にはそれがあり、かつ記文の内容も定めが藏人頭であった時期のものと思われ、③に繋がり⑥に接続すると見てよいようと思われる。これで①から⑫までは繋がつたことになる。表紙からの紙数でいうと、④①②③⑤が第一紙、⑤の紙継ぎから⑥⑦⑧⑨と続きここまで

でが第二紙、この後の欠落部に恐らく紙継ぎがあり、⑩⑪⑫と第三紙目が続くわけである。⑫の後には断片がもう一枚あつて、次ぎに紙継ぎがくる見当となる。

残る⑬から⑯の断片について見てみると、これらは第三紙の後部から第五紙の前部を構成する部分ということになる。⑯には「法皇御使」という表題があつて寿永二年九月の記文が続いており、⑭の前に付くことは疑いない。常識的に考えて⑯の前までは天皇の「公卿勅使」関係の記文が続いていると見るべきであろう。⑬は公卿勅使定の記事であるが、「別当光雅」「土御門中納言通親」という顔ぶれから建久五年九月から同六年十一月の間であり、この間ならば建久六年二月廿九日に権大納言左大将藤原（九条）良経が遣わされた際のことと思われる。『玉葉』によればこの時の勅使定は二月廿三日に行われている。⑭は勅使定の続きであり、紙継ぎがあつて「□六日」とあるのは二月廿六日であろう。⑮から⑲はその顔ぶれから勅使良経の進発日の記文と思われ、特に⑮⑯に「越中守」とのみ表記されているのは定能の三男資家で、越中はこの頃定能の知行国であった。従つて⑮から⑲は⑯の後の一紙を構成する部分ということになり、⑯の後に入るべき断片が⑬、その後の第三紙と第四紙の紙継ぎ部分が⑭ということになる。必然的に⑬は第四紙と第五紙の紙継ぎ目であり、その前に入るべき⑮⑯⑰⑱の四枚の断片は、勅使進発の日の経過を考えるとこの順序で繋がるようである。

以上の作業により①から⑯までの断片を元の形に並べることができた。結果的に表紙に接続する④の入るべき位置が動いただけで、他は元の順序が保たれていたことになる。恐らく本書は巻子本に巻かれた状態で大破していたものと思われるが、特に破損が激しく断片と化してしまった前半部を分離さ

せるに際して、元の順序を崩さぬよう慎重な配慮がなされたのであろう。それ以後も本書はむやみに動かされることなく保存されていた模様で、書陵部に入つて仮目録が作られた時にも原状どおりにメモされたのである。今回配列作業を行ないながら、現在の順序に大きな狂いはなさそうだという手応えを得てからは、あとはポイントを決めてその前後の繋がりを確認していくばよいことになり、作業は大いにはかどつた。このことは、本書のような破損の激しいものであつても遺棄されたりバラバラにされることもなく、細心の注意をはらつて保存されていたからこそのことであり、偏に多くの先人達の心遣いのたまものであるといえよう。

第六紙以降の各紙も大部分は剥離してしまつてはいるが、こちらは裏に打たれている丁付の順序で文章は支障なく接続する。その内容について一瞥すると、断片⑯と接続する第六紙の頭部は建久三年正月の伊勢公卿勅使の記文であるが、その後に破損部があり、治承二年十一月と建久六年二月の宇佐使関係の記文が第九紙まで続いている。従つて破損部には恐らく「宇佐使」という表題があつたものと思われる。その後は「補祭主」「諸社遷宮」という表題が続き、「諸社遷宮」はさらに平野・石清水・梅宮・神宮という細目に分けられて巻末に至つてはいる。すなわち本巻は『定能卿記』の内から神事に関する事項を部類したものであつた。

定能の日記は「心記」と呼ばれるのが一般的であり、多くの部類記に引かれている年次を見ただけでも、もとは膨大な日記であったと思われるが、現在比較的まとまつた形で記文が残されているのは建久三年・四年の記ぐらいで、これは『歴代残闕日記』にも所収されている。それ以外は逸文が主体とならざるを得ないが、当部藏九条家本中にはこれまで『定能卿記部類』九巻

(函号 九一一二) が存する。この中には「定能卿記」とか「心記部類」

という本来の記主名に即した書名で伝えられてきたものもあるが、大部分は

④

公卿勅使

「定能卿記」の部類であることがわからなくなつて、「除目記」「行啓部類記」

「御読經記」「仏事類記」など、内容から採られた便宜的な書名が付けられ、

いくつかの箱に分かれて伝えられてきていた。これらは当部における整理の過程で「定能卿記部類」であることが判明し、同一の書名のもとに集められたものである。今回新出の「定能卿記部類」であることが判明した本書もこれに加えることとし、修補の完了を待つて「定能卿記部類」(九一一二)に統合整理を終え、この程公開のはこびとなつたものである。

凡例

一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体文字を正字に改めたものもある。

② 祐如

〔十一カ〕 日、御拝不參、光能朝臣參云々、〔藤原〕 朝間下、予參入也、

〔十二日カ〕 御精進屋、申行幸并五節間事、〔藤原〕 入夜又有勅使御拝、申斜參内、又申件

等事、秉燭之間、為御拝出御、於〔藤原〕 有此事、 大夫光能

○拝

有此事、

大夫光能

供御草鞋、

大夫光能

一、丁付のある六紙目以降は、「丁替わりに」を付し、上部にその丁付を算用数字で示した。

一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名註には「」で示した。

(宮崎康充)

③ □之如 □供御 □、予又取御裾、入御 □指燭、

供御草鞋、

予取御

〔取御カ〕 剣、

〔十一〕 三日、酉時許參内、入夜有御拝、其儀如昨、右中將通親

〔取御カ〕 剑、

藏人大進基親供御草鞋、予取御

〔御カ〕 剑、

其儀如常、于時天晴午刻也、其後予等退出、於二条富小路邊見物、及未斜也、一家人々ノ勅使衣冠垂纓、衰老人ノ有

退出了、ノ左中ノ

⑤ノ今日出御ノ斎宮ノ御拝如常、ノ裾、先〔是カ〕供御草鞋并御

笏也、今日ノ奉行藏人ノ行幸御祈奉幣之由可令奏、又明

日内侍参〔藤原〕公役、淹口事兼可下知、又御湯事可用意、御帷召内〔藤原〕

(紙継).....

事可令沙汰之由下知ノ使ノ

了、申刻許參中宮、羅六波〔十六カ〕参内、ノ間也、藏人供〔御カ〕拝御裝

束、其儀、清涼殿南庭去砌五六尺數弘筵二枚、其上敷小筵一枚、其

上供半帖、向立廻大宋御屏〔風カ〕、開ノ有鎮子并綱、供筵

御衣ノ問予曰、今日御物忌也

⑥ノ頭權大夫光〔能カ〕也、日時〔参カ〕内、只今使被候殿上、〔藤原〕朝臣〔朝臣カ〕光能〔能カ〕否之、

即使〔大納言〕被參御前了、賜宸筆宣命、〔被封〕墨引〔字云々〕、即移着殿上、〔草カ〕鞋、即予供御〔御カ〕如常、〔藤原〕屏風戸御拝了、予賜御〔御カ〕如常、〔藤原〕光雅供

其後退出、被參八省〔藤原〕甚遲參也、伝聞、宸筆宣命、宮内卿永範卿

草進相具參上〔藤原〕覽光能朝臣候

物忌之由、予不參籠、相尋藏人之處、今日御物忌不固、仍外宿人々
今朝被參御前了、ノ云々、

供御草鞋、予

(コノ間ニ紙継アルカ)

⑦ノ御拝、其儀去、如祈年穀奉幣、左少將〔通カ〕資朝臣取昼御

座御劍前行、頭權大

(夫カ)
(草鞋カ)

予取御

(藤原定能)

殿、予供御笏、

⑩ □之由覺語者、□可被問□奉行職事右少弁之由返答□、頃之藏人光雅

事公卿勅使否定事於殿上可有定、依催□一点參內、頃之於殿上有□儀、九条兼史殿下、

弁光雅參上、如予案、又藏人弁光雅語

□國忌、先例公卿勅使參

着以前、或被行之、近例多被付寺家、申殿下之處、依近例可被付寺

家云々、秉

□左中將取

先

委記、予定申

殿

定詞不

左・右府、兼予、土御門中納言通親、民部卿經房、平中納言親宗、左衛

門督隆房、藤中納言兼光、源中納言通資、二位宰相藤原雅長別當藤原光雅、左

大弁藤原定長候

紙繼

⑪ □左少將通資朝臣源〔取カ〕御劍、光雅〔光雅カ〕朝臣供御笏、事了

□七日、入夜有御拌、右中將通親朝臣御

〔劍カ〕予供御草鞋、□取御裾

〔造カ〕落

無此事、仏事被申例官・外記勘申、

裾、光雅賜御草鞋、予供御笏、

廿八日、公卿勅使參着日也、御拌如常、左中將泰通御劍、

〔藤原〕

然者廿二社奉幣之次、被申神宮可宜欵之由定申了、人々定或可有、或不可有、或可有御卜、殿下令定給、其詞慥不聞、但可有趣欵、」

〔光雅カ〕朝臣

〔日勅使參宮日強不可口欵〕

〔御カ〕

□六日、□進勅使御

也、

⑫ □九日、今日猶有御カ拌、是昨日朝間雨降、若勅使參着及今カ日欵之由、

有御不審故也、入夜有御拌、雖御物忌人々不參籠、左少將通資朝臣

〔東カ〕大寺供養事、又

御顏

天平諸兄右大臣為勅使被告

□例也、依此

御劍、光能供御草鞋、予取御劍供御笏、

〔御、光能朝臣〕

治承三年九月廿二日、丁丑、晴、伝聞、今日被發遣公卿勅使

事、今晚自閑院行幸大内、辰終越中守參御供、於河原先解除、已刻

参内云々、其後行幸神祇官、御輿葱花、左右大將

〔九条良経藤原賴夷〕平胡鑄、供奉也〔巨下カ〕

殊以無馬、仍不引送、尤

皆蒔絵劍・淺沓・衡

但左右大將・別當

〔

(16) □右大將、民部卿經房、左衛門督隆房、源中納言通資、別當光雅、宰相朝臣衣冠、出唐紅衣、次大將殿乘替馬、有透鞍覆舍人引之、雜色十
中將忠経、藤宰相中將公時、云々、

(紙繼).....

未時事了、(九条良経) 大將殿帰精進屋給、殿下同令渡給云々、予於修理大夫家
令出立(藤原定輔) 中將參伊勢 中將浮線綾桜狩(藤原親能) 鞍、水干鞍 二人布衣騎馬(侍ガ) 人許裝束、(藤原定輔) 欽、(源) 水干鞍

引之、

(17) 胡籠、童水干鞍(元) 八人小袴立烏帽子、越中(元) 法皇御使

守勅使參内扈從、仍不改束帶、予見物、申一点出給、先舍人・居
銅・將監口下一員、我番長近衛皆騎馬前行、次前駆諸大夫、次殿上
人(衣冠カ) 供奉人皆(元) 胡籠□人

此勅使天下

(18) □解陣□欵、自□人々□垂纓也、殿中將良輔(九条) 供奉給、布衣裝束

置樹付花、隨身布衣、有風流、不負胡籠、番長——御隨身、有御共、(後白河法皇) ②建久三年正月六日、法皇依御不豫事、可被發遣伊勢公卿、使召仰也、
又三位中將(藤原) 兼良、直衣、出衣紅打、隨身四人色々、付反鼻、負狩胡籠、(源雅実) 左衛門督(源) 通親、候殿上、左大弁宰相定長、居座上仰之云々、
公卿供奉、是久我大臣(源雅実) 之時雅俊卿供奉例欵、(源) 十一日、別當(藤原) 兼光、着束帶參入、承仰於閑所明日告文令草云々、

豫被立公卿勅使、自去六

臣(源)

㉙ 法躰於僧者不被忌也、

㉚ 院公卿勅使

天承元以上御出家
以前也、

辰刻許御使左衛門督通親卿參上候殿上、藤絵螺鈿劍、右府兼〔藤原兼雅〕并左大

寛治四

弁定長着束帶行事、先寢殿東妻戸簾中運〔良〕六位

壽永二

今度已上御出家後、

勘解由次官清〔藤原〕

或人談云、使着指貫如何、可着薄色也、又冠等仕

頗人數少欵云々、

(元第六紙頭部)

② 依御豫〔不カ〕筆、 次五位殿上人昇出

十日、晴、公卿勅使參着日也、無御拝、〔依御不豫〕 勅使進發後、被

神宝、使退出、庭中立案二脚置幣物、〔三姓氏人役之如常〕當階隱間砌

撒神事机、然而今日輕服之輩不參入、

下立廻御屏風、供半帖、有御拝、右府奉扶持、御拝了入御、昇出幣

廿日、公卿勅使通親卿帰洛、申斜許着束帶〔帶時〕、〔繪劍〕、〔歸參〕、神寶無為奉

物、三姓氏人役

納了之由、〔左大〕弁定長奏聞、左大弁直衣也、其

午斜使下向、先一家

(字佐使カ) 〔佐使カ〕

治承二年十一月卅日、己丑、午刻參内、今日字佐使發遣也、藏人弁

兼光〔藤原〕奉行之、申斜使右衛門權佐〔藤原〕親雅〔關脇袍〕、〔殿カ〕下未〔且カ〕有神

狩胡鑑、使衣冠、指交半靴野劍、〔源〕不出中將通宗有馬後、次共人文官・

宝御覽事、其儀、御殿

筵運置神宝、〔五位六位〕役之

衛府上日者合十二人、〔頗人數〕次辛櫪二合、〔退紅仕了〕下一家司一人

床子円座敷昼御座南間為御座、次出御、〔御直〕予候西簾子、進昇開

(紙繼).....

御幣御鏡筥蓋退帰、次依御目、予可撒神宝之由示之、五位六位撒之、

着布衣相具、〔後日人々云〕下家司即召使守康也、人々不^{甘心}云々、何不用他下家司哉、

或至六日着之故歟、但當十四日

狩袴、〔或至六日被止踏歌節會了〕可尋

後引出御馬了、次有御禊事、先是弘庇西一間立黑漆案一脚、置御劍

并御鏡宮・御幣宮一合、同階間供御座面如常常、庭中使・宮主等

時刻可推移也云々、親國□、殿下只今可有御參内、仍日時未内覽

(6) 座如常、出御□殿(藤原基房)下(被カ)令取御裾給、予供御」笏□

云々、此事解怠也、又宣□仰、仍大内記參殿未帰参

基親役送、宮主獻大麻、予伝取之、其儀如常、宮主・使

云々、午時許殿下令參給、予候小板敷之間召使来云、清大外記申云、

等着座、御禊了退帰、次撤御贋物、御拝如常、予賜御笏、即入御、

今日宇佐使官符請印之次、鹿鳴官符已下少々申可不進之由、答云、

次使(笏)并行事藏人弁基行、乍案昇出神宝、此間上卿奏宣□

奏了(7)有先例者令不進有何事哉、予着陣」奥□下日時勘文、兼

見其儀、藏人弁兼光并基行取管、(源)藏人一人取之、當時藏人不候之故歟、今度五位即返

不載參着日、是例也、(藤原)予結申如常、此次問宣命趣、自殿下召大内記直

給了、次出御昼御座、(先是第如)予進寄奉仰召使、夕帶劍取笏候簀子、(燈二所當)

被仰之由返答也、移端座令敷膝突、召右中弁定經下之、仰々詞、勘依

殿下令候御座北間簀子給、使近可參之由被仰、使進寄奉□命□之

被仰之由返答也、移端座令敷膝突、召右中弁定經下之、仰々詞、勘依

退出、此間左少弁兼光取御装束□於庭中拝舞、左少弁

業退帰即進草、入(藤原)業退帰即進草、入(宣命二通也)、宇佐・香

披見了返給、(各□屋紙、惟各一通也)、(告ガ)以藏人可内覽也、仍

兼光於弓場殿、次第日次仰含使、賜御馬之由同仰欵、此間行内印事、宗業持管立小庭、次召外記仰可持參内印官符之由、則進官符、官符、(通送)

上卿藤大納言夷國、宰相右宰相中将(藤原)夷守、次宰相參結政、行讀印事

披見之処、大神宮司重任鹿鳴官符・諸國據目任符兩三枚、又宇佐使

欵、(欵)十□使參宮日也、御仏名并荷前也、宇佐使參宮日被行例尋

返給、外記取管退出、祿官符持來、予又披見之返給、外記取管立小

問之、寛治八年又当今御時御仏名之例、外記注進云々、

庭、予進弓場、内記・外記持管相從、招藏人二人令奏之、(先宣命)殿

建久六年二月十八日、藏人次官親(平)國以消息明後日宇佐使事、可奉行

下令候御前給、可内覽奏聞之由示之、又示云、今日内文之次、依有

之由有催、(此字佐使被申東)申承了之由、又礼紙云、諸(司カ)

先例相□(外カ)記申上旨同申上了返給、(藏人仰)返給内記・外

具、又宣命趣申定、直可被仰内記之由示了、

記等了歸陣、大内記進宣命、仰可清書之由返給、外記進官符、令目

廿日、丙子、依東大寺供養事、被癡遣宇佐使、依催已刻參内、奉行職
宇佐使事親國催行諸事、予示云、日時早可被下欵、宣命・官符内覽之間、

退了、此間有神宝御覽・御禊等事、仍先行内文事、予召云、近イ衛

ノ司、音、將監箭(弓)称唯參入、□仰云、□、將監称唯唯退、

掃部寮立案於軒廊、少納言就案下取官符、就膝突覽之。
右記并江次第中入管、大治中

頭弁云、他弁只今不候、承候何事候乎、仍着軾被仰下了、此事可
仍被并仰□

不入笪、依不審密々相尋之、近
列者入笪之由答之、仍強不加難、
披見了返給、請印了少納言已下退、撤案

諸社遷宮

了、次召外記、外印官符可持參之由下知了、即持來、入官、

平野

也、百屯、見了返給、依上宣文不奏此次請印、宰相誰人被參哉、不被參內
直被參結政欵如何、外記申可相尋之由、取旨退了、帰來云、右宰相
中將可被參云々、此間藏人次官下兵衛尉某辭責、召外記下了、仰詞、申ノ
公牒マ、二令取闕ト可仰之、申ノ聞云々、大内記宗業持來宣命清書二通、

建久元年四月一日、甲申平座事了、可定平野坂殿日時故也、饗等撤了後、直着端座、令置軾、須先着奥後可承仰也、然而依夜陰略之也、藏人權大夫光綱來軾仰云、平野社坂殿遷宮日時令勘申ヨ、予召右中弁親經仰此由了、〔藤原〕

入宮、
黃紙、
而近來、
乘闕、
間云々、
大内記記持宣
命管相從、付親國令奏、予着殿上端座、返給以藏人召使、前遠江守
行房參小板敷、賜宣命了、即退下、又召官人召內記、六位內記參進、
返給管了、此後召使於御前、令含勅命賜御衣、拝舞退出、

置座前、弁退了、予仰官人云、史管持参レ、召史後可仰其由也、然而是以略儀也、如此日時許定時召官、源氏房持参管、被命云、如此日時許定時可用官管、然而口近例不被追返云々、又右大臣殿御作法五度勘出之処、外記管一度、史管四度也、隨大治四御記、日時許定時召史管常例也云々、隨又御次第二召史之由被注之、源氏房史持参管、予取管源氏房、九条御差下式御門役、全政刑部司、

補祭主

文治元年十一月廿□日、五辰、終日雨降、只今止雨了、秉燭後參內、

出下之予便下右中弁了。依幼主御時強不奏也。右中弁紹申。予仰

服氣後初出仕

云依勘申行之并称唯退了次令撤軒退出于時亥時許幼

後祭主事 藤原公昌、藤原宰相兼左馬頭、藤原源氏、藤原大納言、藤原祭主二

召官管事、右大臣殿御作法四度勘出、內二度八慥召史令進管

〔大中臣〕中納言 隆昌
藤宰 桂羽長等候陞座
東方為羽佐乃納言云 第三

今二度ハ召官管ト許有御記録、然而仰弁之由不見、而天仁元一三一

只着憚了、是近列間如比云々、隨又彼逝去人不知人尼公也、仍強不

五一左府鎮西盛林神院遷宮日時被勘申之時、左中弁長忠持參日時勘

少太、不可為例也。大納言召并、而頤并參入、欲着賦之間、大納言

文、即史可持參籒之由被仰弁、先例如此、任右大臣殿御所為不仰弁

不可為例也。又經言石井而頭并參入谷家轉出。又經言

事理猶可仰弁歟、若大臣与納言可有差別歟之由、一旦雖令存、例文・

(10) 碩可令進之由下知弁、何管事不仰弁哉、」

石清水修造日時定

建久七年九月七日、癸未、両社行幸日時定弁行事所始、參陣行事、此

(11) 間藏人大進長兼^(藤原)下文、令披見之処、可」被勘梅宮仮殿遷宮日時由上

建久四年八月九日、頭弁宗頼下口宣、披見之処、八幡寶殿修造、放^(藤原)生会下御之間、可加修理無事可被遂之由也、於宮寺可転誦仁王經、但明日參陣可定申日時之由、禮紙ニ書之、依為行事弁下親經朝臣了、^(藤原)且此事明日可定申之由同仰了、此事召陣可定申日時者、其次委可仰

欵、可尋、

十日、未時參内、未事具、仍參宮御方言談女房、頭弁參入、修造之^{八幡修造御折日時定}間事粗相尋之、頃之弁親經參入、陰陽寮同參入云々、仍予直着端座、

仍昨日賜口宣了召官人令置軾、即招左中弁來軾、依八幡修造、於彼宮寺^{請取神宮文書事}十三日、深更出納相具神宮文書三合、來、仰肥前権守成広奉置車宿

可有御誦經、日時可勘申之由仰了、即持

來、予披見、弁退了、以

廊、侍等取置之、予着衣冠致沙汰、

^{此事先例不見今案也}、件屋今朝令洗敷薦、

官人史仰可持參管之由了、^{召史後可仰之、然而略說也、近代如此}史持來管、入日時勘文、其上立棚奉置文書、件屋引四目、凡神宮文書奉行事、愚昧末士尤有

招弁内覽奏聞、^{予示弁云、内覽スル様ニテ、只奏聞許ニテ}返給結申、弁

其恐、隨両社行幸奉行間、仰僧官賞・御誦經日時僧名定、如此事兼

仰々詞、予又下弁仰々詞、又率十口僧、限五ヶ日可転誦仁王經之

行条、有其憚欵之由雖申上、猶可奉行由度々被仰下、仍請取了、神

由仰了、又召史返給管、令撤軸起座了、

慮難側、人口有憚者也、

僧名ハ不定申、是付宣旨於宮寺令請定也、是放生会下御之間、禪十五日、或女房談云、去八月北対縁下ニ大蛇飲水居住云々、此事即^{夢事}殿上一日ニ葺之、又出居破損等可修造云々、當社遷御仮殿儀無先例故也、此事度々及仗儀也、

梅宮遷宮日時

總國解也、則召左少弁下之、持來日時勘文、來十三日云々、便史可持來管之由示了、史持參管、入勘文、招左少弁内覽奏聞、^{其儀如示了、時之由}即返給、勘文下弁了、召史返給管了、

神宮文書奉行

建久七年九月十二日、藏人大進長兼以消息、神宮文書事猶可奉行由重被仰下、申承之由了、明日十三日々次宜、可下給之由申了、

十三日、深更出納相具神宮文書三合、來、仰肥前権守成広奉置車宿^{中原}藏人大進下宣旨五枚、其内伊勢恠異、下師直令勘例、

行條、有其憚欵之由雖申上、猶可奉行由度々被仰下、仍請取了、神

由仰了、又召史返給管、令撤軸起座了、

慮難側、人口有憚者也、

十五日、或女房談云、去八月北対縁下ニ大蛇飲水居住云々、此事即

不令語、神宮文書下給、如此事の見けるを令談、件夢不審、久安伊勢

遷宮上卿故内大臣殿令奉行給、御記引見之処、京極大納言^{宗輔卿、本}

遷宮上卿

談云、去比夢、自我家蛇出来、其殿ノ内へ入了、此夢不審之処、今

遷宮上卿故内大臣殿令奉行給、御記引見之処、京極大納言^{宗輔卿、本}

遷宮上卿

談云、去比夢、自我家蛇出来、其殿ノ内へ入了、此夢不審之処、今

承遷宮事給、可然事也云々、予案此事、雖入來夢、已有前規、恐悅

限過了後、如元立札可入斎所、

相共、凡愚昧末士承神宮文書事、神慮有恐、殊怖畏之処、此夢若叶

二月廿八日、參春日社、

神慮欵、見此御記、心神如旧、落淚難禁、向後有憑、弥可致信心也、

三月廿九日、沐浴洗髮入斎所、是來月斎月也、

廿日、入斎所、殿北對渡殿也、翌日午時沐浴、解除了帰本所、每月

四月、

旬日如此、仍後日、每度不記

(12) 卅日、入夜沐浴入斎所、明日旬日故也、」

十月、一日十日旬事不見、略不記欵、

廿一日、丙寅、晴、今日旬日也、沐浴解除如常、又行解除、春日旬拂了、七月十二日、辰時許中院尼上逝去之由聞之、日來長病、生年八十五、

十一月八日、遠忌也、依為神宮上卿、夜前渡他所、今日修佛事令聽予念出別家了、神宮文書御故也、即此旨觸藏人大進長兼了、入夜出

上古或着座
許無憚云々、

聞、又念珠、九日朝沐浴解除了帰家、如此事皆問神祇官人等也、

(13終) 納來、請取文書帰參了、」

卅日、入斎所如常、凡旬斎月入斎所事委不記、如常斎月洗髮入斎所、

十二月一日、如例沐浴解除、自昨日
入斎所、又春日旬拂如常、

建久八年正月八日、依神事不參御斎會・修正等、

(14) 触犬死穢事、法令之心
無乙穢欵、可尋
犬死穢暫撤神事札、

過穢限後、如元立札沐浴解除、

同卅日、入斎所、是祈年祭神事也、

二月一日、沐浴・祓等如常、

(15) 神事間犬死穢、不慮之外殿下犬死穢引來、斎月之間、件間子細以使者相尋神

祇大副(大中臣)、出斎所住本居所、但心中猶如神事、神事札暫撤之、穢